

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月9日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋 元 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【電話番号】	03（5208）5806
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パインブリッジ／ひろぎん日本株式CSRファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンド

ただし、愛称として「クラスG」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

前記金額には申込手数料（当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は毎営業日に算出され、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額です。当ファンドにおいては1万口当たりの価額として表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価格に対し2.1%（税抜2.0%）^{*}の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定める額とします。詳細は販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

ただし、収益分配金を再投資する場合には申込手数料はかかりません。

*「税」とは消費税等相当額をいいます。

（６）【申込単位】

1万円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

前記の申込単位は申込手数料を含んだ金額です。取得申込者は、取得申込時に指定した金額から申込手数料を差し引いた残額で当ファンドの受益権を取得することになります。

（７）【申込期間】

平成22年6月10日（木）から平成23年6月9日（木）まで

前記期間は期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

株式会社広島銀行 本店所在地：広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号

（以下「販売会社」といいます。）

前記の本・支店等において申込みをお取扱いしますが、一部の支店等ではお取扱いを行わない場合がありますので、当該店でご確認ください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社の指定する期日までに、申込金額を販売会社に支払うものとします。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座

を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、お申込みをした販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中における毎営業日受付けます。

取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとし、この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。

なお、運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。（既に取引口座をお持ちの方を除きます）

当ファンドは累積投資専用です。取得申込者は、累積投資約款に基づく収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を、お申込時に販売会社との間で締結していただきます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内	株式
	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
	年2回	日本
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	北米
	年6回 （隔月）	欧州
不動産投信	年12回 （毎月）	アジア
	日々	オセアニア
その他資産（ ）	その他 （ ）	中南米
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ
		中近東（中東）
		エマージング

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類・属性区分の定義>

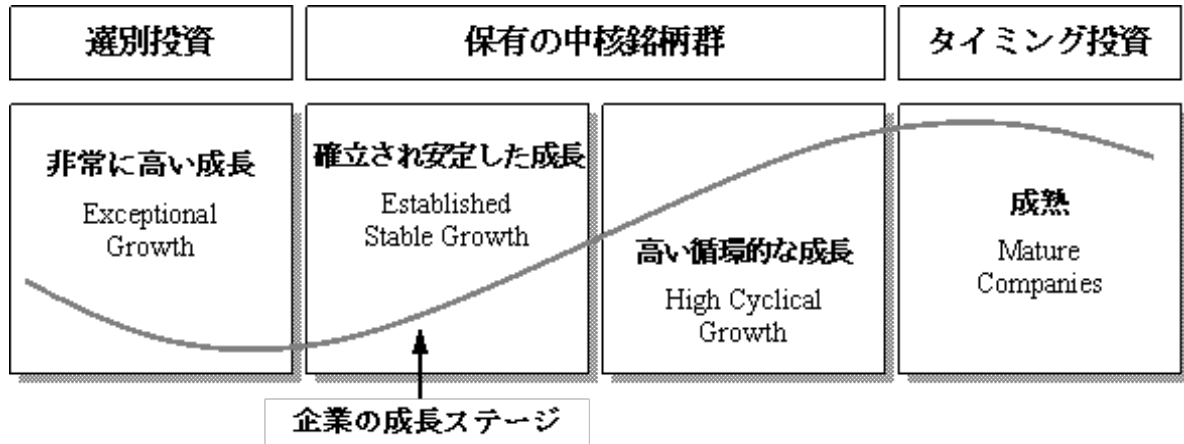
- ・追加型投信...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・国内...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・株式...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・株式 一般...目論見書または信託約款において、実質的に株式（株式 一般...大型株、中小型株の属性区分にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年2回...目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・日本...目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

ファンドの特色

1) わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、当社独自の手法に基づき、企業の成長性と株価の割安性の両面から分析を行い、基本ポートフォリオを構築します。

企業には利益の成長ステージが存在しているため、各成長ステージに応じた投資機会をとらえます。



<各成長ステージに応じた分析ポイント>

非常に高い成長　ビジネスプランの優劣の見極めが重要

確立され安定した成長 / 高い循環的な成長　投資時期の適切さ（GARP）

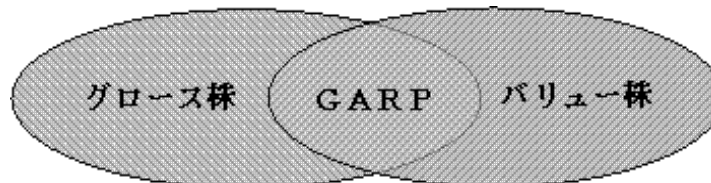
成熟　割安性と株価が上昇した際のトリガーの設定が重要

GARPとは？

Growth at Reasonable Priceの略。

グロース株（成長株）、バリュース株（割安株）に特化しない銘柄選定方法。

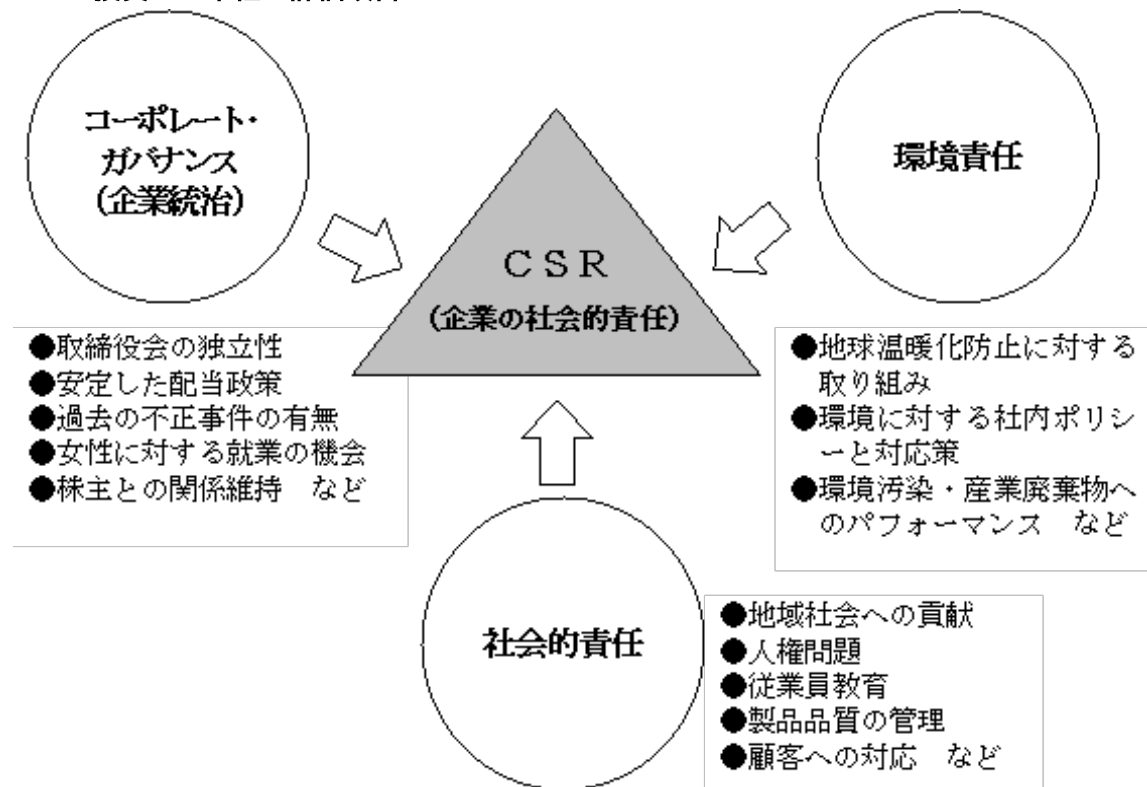
企業の成長力に注目しつつ、割安な銘柄を重点的に投資する考え方。



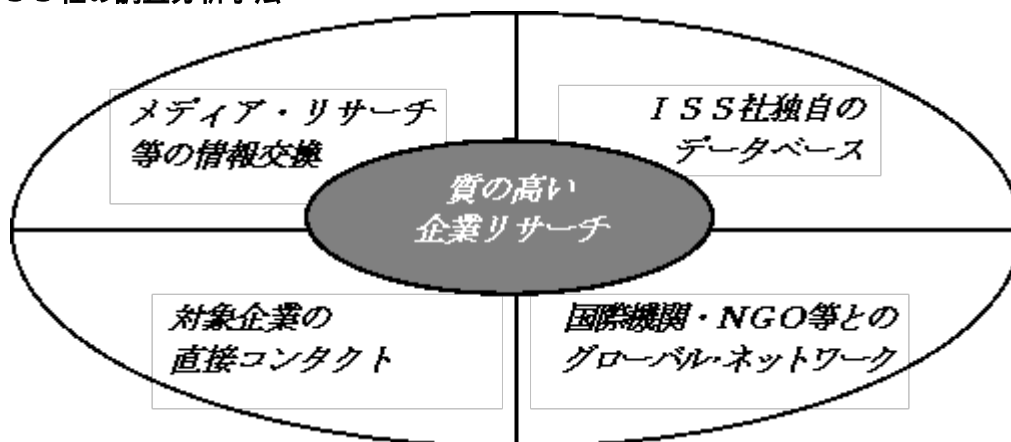
2) 最終的な投資銘柄の選定にあたっては、CSR（企業の社会的責任）の取組みに着目し、CSR評価の相対的に高い企業に投資します。

なお、CSR評価にあたっては、ISS社の調査情報を参考にします。

< CSR投資の3本柱と評価項目 >



< ISS社の調査分析手法 >



CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) とは、コーポレート・ガバナンス (企業統治)、環境責任、社会的責任の3本柱となる理念を重要視する概念を指します。

ISS (Institutional Shareholder Services) 社は、コーポレート・ガバナンスの調査・分析や議決権行使サービスを提供する世界でトップレベルの調査会社です。世界各国でコーポレート・ガバナンス、議決権行使、CSR等のリサーチを行っています。

- 3) 委託会社は、收受した委託者報酬のうち一定額を、世界文化遺産保護、地球環境保護、地域産業育成、まちづくり、地域住民支援等を目的として社会貢献活動を行っている非営利団体、公益信託等の募金・基金等に寄付を行います。

寄付金額は、信託財産の純資産総額の年率0.5%相当額とし、寄付先・寄付金額等については運用報告書で受益者に報告します。なお、寄付先・寄付金額等は変更されることがあります。

委託会社は、第10期において、当ファンドより收受した委託者報酬の中から後記の5団体への寄付を行いました。なお、寄付総額（769,110円）は、委託会社が当該期中に收受した委託者報酬のうち、信託財産の純資産総額の年率0.5%に相当します。

< 寄付先の概要 >

名称（順不同）	寄付先の概要	寄付金額
社団法人 日本ユネスコ協会連盟 世界遺産募金	地球と人類の過去から引き継がれた宝物「世界遺産」を、さらに未来の世代に継承していくために、日本国内14ヵ所の世界遺産を始め、さまざまな世界遺産の保護保全支援や、『ユネスコ世界遺産年報』の発行などを通じた普及広報活動を行っています。	153,822円
財団法人 日本盲導犬協会	盲導犬の育成によって視覚障害者の社会参加を促進し、盲人福祉の増進に寄与することを目的とし、盲導犬訓練施設の設置運営、盲導犬歩行指導員などの養成を行っています。	153,822円
財団法人 ひろしま産業振興機構	県内産業の発展のため、産学官連携による新技術・新製品開発や、創業・新事業展開、経営革新、経営基盤の強化、国際ビジネスの支援などを行っています。	153,822円
公益信託 広島市まちづくり活動 支援基金	社会的な課題の解決と市民活動の能力の向上を図るとともに、市民・企業・行政の協働によるまちづくりを推進し、もっと豊かで活力のある成熟した市民活動の実現を目指している基金です。	153,822円
ひろしま地球環境 フォーラム	広島県の県民・団体・事業者・行政が相互に連携しながら、環境にやさしい地域づくりを協働して進め、環境と経済が調和した活力ある地球環境保全型社会の創出に寄与することを目的として、設立された環境保全推進組織です。	153,822円
合計	-	769,110円

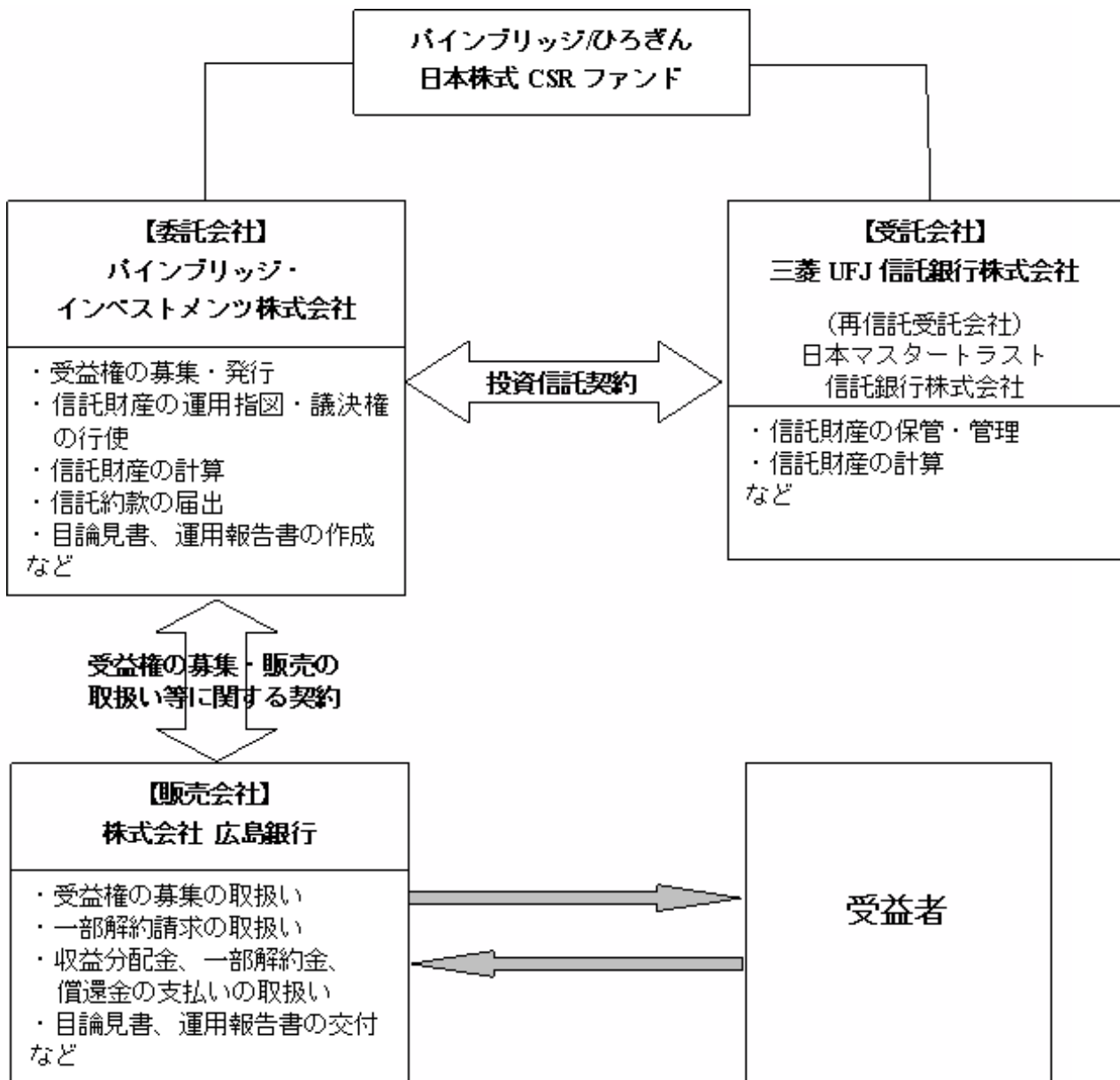
（注）上記は、第10期にかかる委託者報酬の中から寄付した団体であり、第11期以降においても、上記団体に寄付を行うとは限りません。

信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



「投資信託契約」とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取決め等が定められています。

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

- ・資本金の額 2,150,000,000円（平成22年4月末日現在）

・会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成9年2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。

平成14年4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

・大株主の状況（平成22年4月末日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
Bridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

Bridge Investment Holdings B.V.は、PineBridge Investmentsに属する日本法人の持株会社です。

- ・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

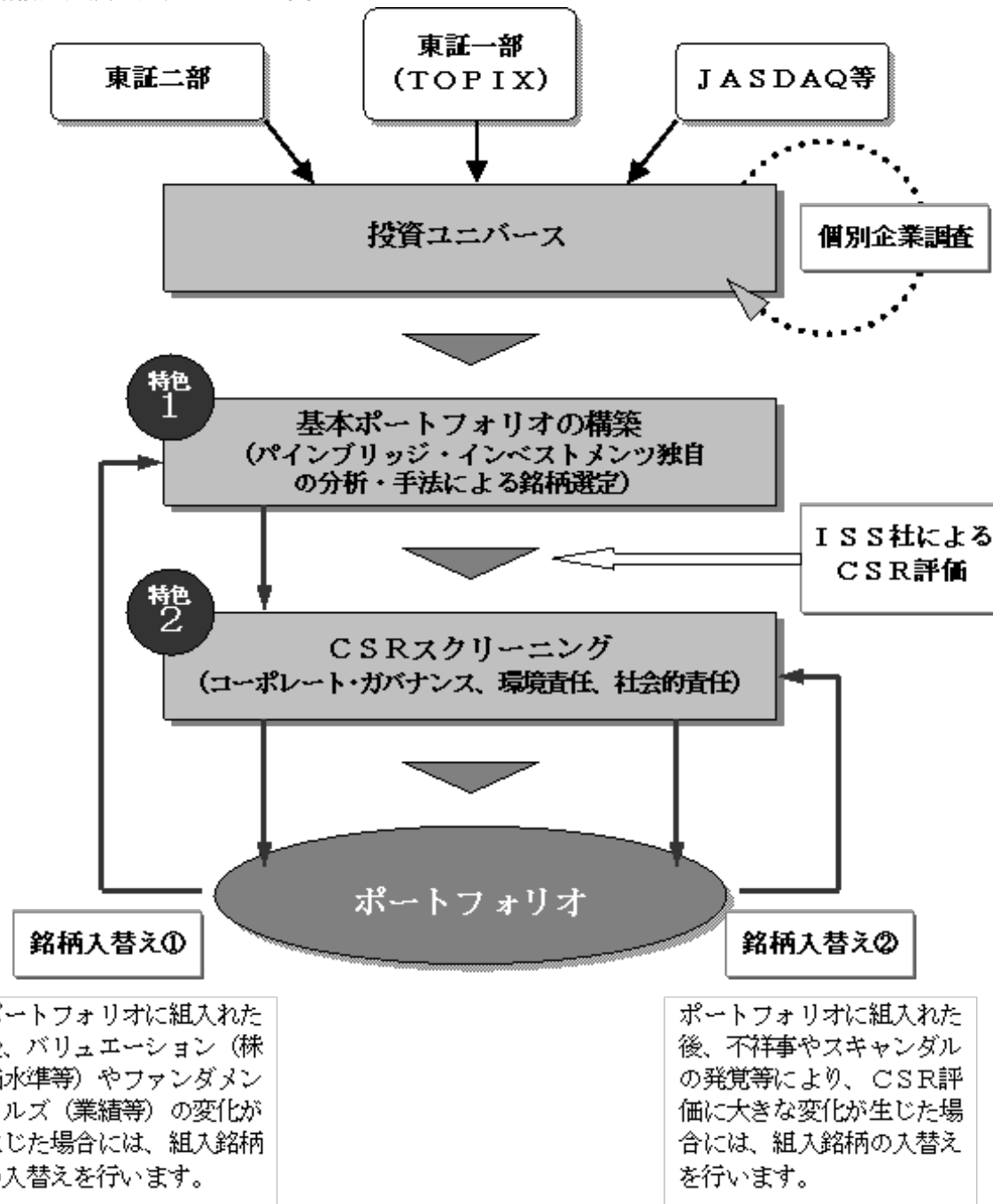
この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

主要投資対象

わが国の取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

< 銘柄選定及び運用プロセス図 >



- 1) 定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。
- 2) 前記の投資対象ユニバースから、当社独自の分析、手法に基づき、企業の成長性と株価の割安性の両面から分析を行い、基本ポートフォリオを構築します。
 1. 企業の成長性、割安性の分析にあたっては、企業の利益の成長ステージを4つのカテゴリー（非常に高い成長 [Exceptional Growth]、確立され安定した成長 [Established Stable Growth]、高い循環的な成長 [High Cyclical Growth]、成熟 [Mature Companies]）に区分して分析を行

います。

2. 前記の各カテゴリーに分類された銘柄群に対して個別銘柄リサーチを行い、独自のバリュエーション分析に基づく株価判断を行います。
 - 3) 前記の基本ポートフォリオに対し、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の観点から調査、分析を行い、相対的に優位にある銘柄を選別して最終的な投資対象銘柄を決定します。なお、CSR評価にあたっては、ISS（Institutional Shareholder Services）社が調査・分析を行い提供される情報を参考に行います。
 - 4) ポートフォリオ構築後は、前記の銘柄選定プロセスに沿った見直しを定期的に行う予定ですが、CSR評価に大きく影響する事項が組入銘柄に生じた場合等、不定期に銘柄入替等を行う場合があります。
 - 5) 株式への投資割合は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 資金動向、市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権（イ.ニ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限りません。また、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- 15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 18．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 21．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 22．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

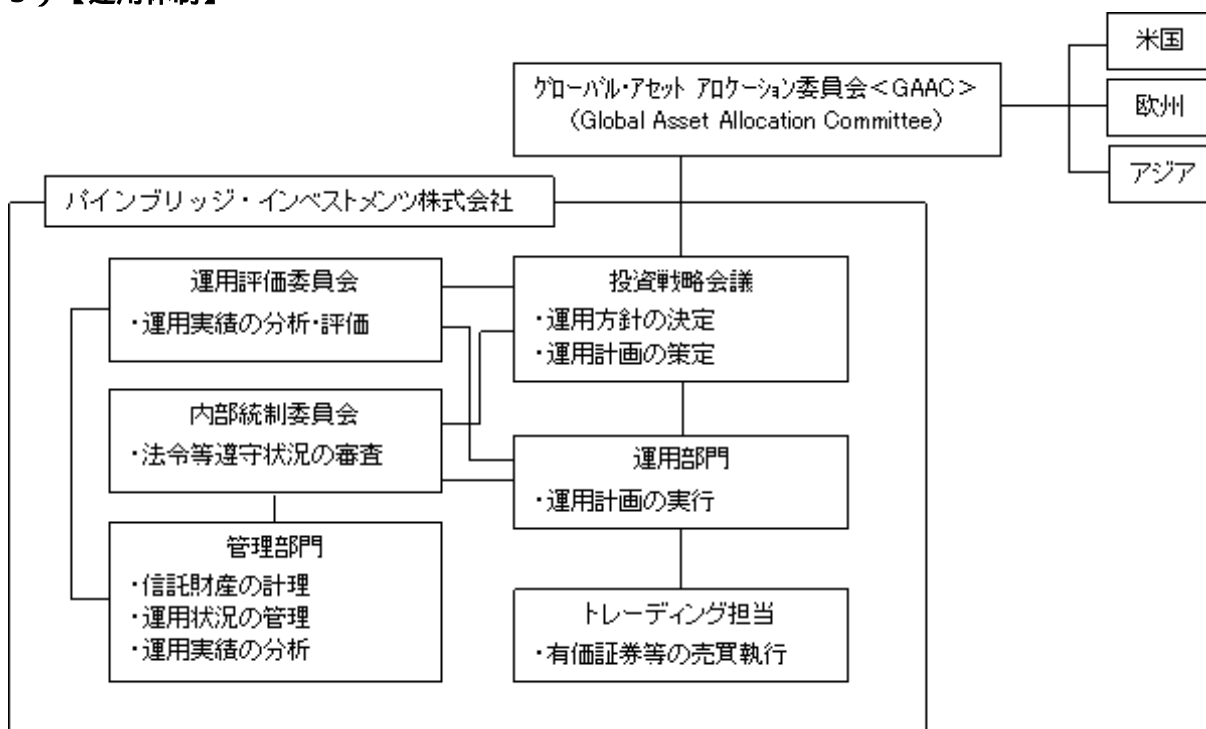
なお、前記1．の証券または証書および前記13．および18．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2．から6．までの証券および13．および18．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この投資信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 1．～6．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】



- 1) グローバル・アセット アロケーション委員会 (Global Asset Allocation Committee(GAAC))
 - ・世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。
 - ・毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等に関して詳細な分析が行われます。
 - ・定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。
- 2) 運用計画の決定と実行
 - ・月1回、投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンド毎の運用基本計画を決定します。
 - ・運用部門（24名）ファンドマネジャーは具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。
 - ・有価証券等の売買はトレーディング担当（3名）において執行されます。
- 3) パフォーマンスの評価とリスク管理
 - ・運用評価部（3名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
 - ・コンプライアンス部（5名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
 - ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
- 4) ファンドの関係法人に対する管理体制
 - ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成22年4月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回の決算時（原則として3月10日および9月10日、休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。なお、収益分配金は、別に定める契約に基づき、原則として決算日の基準価額で当ファンドに再投資されます。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

- 1) 委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 2) 受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 3) 受託会社は、前項の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 【投資制限】

・信託約款に定める投資制限

株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建て資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信

託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 1.~6.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 1.~6.に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 1.~6.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) 1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、また、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

・法令等による投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドのリスク

当ファンドは主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様方に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク・留意点は、以下の通りです。

価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である株式は、一般に、経済、社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

CSR評価の採用に関わるリスク

・CSR評価変動のリスク

当ファンドではCSR評価の調査分析において定評の高いISS社の調査情報に基づいて最終的な投資銘柄を決定しますが、事前に知り得ることができない情報の発覚などにより、CSR評価が著しく変化する可能性があります。一般的に不祥事などの発覚後には株価が大きく下落する傾向があり、この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

・CSR評価が株価の評価に反映されないリスク

CSRが企業評価の新しい「投資尺度」として定着しつつありますが、CSRは企業を評価する一つの基準に過ぎず、その他の要因によってのみ株価が変動する可能性もあり、必ずしも株価上昇効果をもたらす材料にはならないことがあります。また、CSR評価が高い銘柄であっても、株価が下落する場合があります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。

その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、年2回の決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。

6. 繰上償還に関わるリスク

当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および

び解約請求を取消すことがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

前記のリスク管理体制等は今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）^{*}の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

^{*} 税とは消費税等相当額をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89%（税抜年1.8%）^{*}の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.89%（税抜1.8%）	1.26%（税抜1.2%）	0.525%（税抜0.5%）	0.105%（税抜0.1%）

上記は年率表示です。

^{*} 税とは消費税等相当額をいいます。

委託会社の報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

委託会社の受取る報酬のうち、信託財産の純資産総額の0.5%相当額は、ファンドの特色欄記載の方針に基づき、非営利団体、公益信託等の募金・基金等への寄付金に充てられます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。なお、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払の時に信託財産中から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、投資信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

(1)～(4)の手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

- ・普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。
- ・一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

原則として、益金不算入制度が適用されます。

1 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。複数支店等で取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年4月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	288,616,300	97.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,097,083	2.07
合計(純資産総額)		294,713,383	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位30銘柄(平成22年4月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,500	3,245.00	14,602,500	3,215	14,467,500	4.91
日本	株式	三菱商事	卸売業	5,300	2,335.00	12,375,500	2,244	11,893,200	4.04
日本	株式	京セラ	電気機器	1,100	9,116.40	10,028,049	9,490	10,439,000	3.54
日本	株式	三井物産	卸売業	7,000	1,504.00	10,528,000	1,428	9,996,000	3.39
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,600	5,890.00	9,424,000	6,210	9,936,000	3.37
日本	株式	デンソー	輸送用機器	3,500	2,529.00	8,851,500	2,765	9,677,500	3.28
日本	株式	イビデン	電気機器	2,800	3,010.00	8,428,000	3,410	9,548,000	3.24
日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	3,300	2,460.00	8,118,000	2,869	9,467,700	3.21
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	18,900	457.00	8,637,300	494	9,336,600	3.17
日本	株式	三菱電機	電気機器	11,000	792.00	8,712,000	843	9,273,000	3.15
日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	8,000	984.34	7,874,739	1,122	8,976,000	3.05
日本	株式	日東電工	化学	2,400	3,425.00	8,220,000	3,695	8,868,000	3.01
日本	株式	クラレ	化学	7,000	1,173.00	8,211,000	1,237	8,659,000	2.94
日本	株式	ニコン	精密機器	4,000	2,060.00	8,240,000	2,159	8,636,000	2.93
日本	株式	J S R	化学	4,500	1,811.00	8,149,500	1,918	8,631,000	2.93
日本	株式	T D K	電気機器	1,400	5,630.00	7,882,000	6,070	8,498,000	2.88
日本	株式	住友商事	卸売業	7,300	1,000.00	7,300,000	1,142	8,336,600	2.83
日本	株式	クボタ	機械	10,000	814.00	8,140,000	830	8,300,000	2.82
日本	株式	東芝	電気機器	15,000	439.00	6,585,000	548	8,220,000	2.79
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2,900	2,634.10	7,638,898	2,812	8,154,800	2.77
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	9,800	775.14	7,596,390	823	8,065,400	2.74
日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	3,100	2,455.50	7,612,056	2,459	7,622,900	2.59
日本	株式	ディスコ	機械	1,100	5,370.00	5,907,000	6,700	7,370,000	2.50
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	1,100	6,090.00	6,699,000	6,300	6,930,000	2.35
日本	株式	ダイキン工業	機械	1,700	3,590.00	6,103,000	3,580	6,086,000	2.07
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	17	330,500.00	5,618,500	327,000	5,559,000	1.89
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,400	2,867.00	4,013,800	3,120	4,368,000	1.48
日本	株式	昭和電工	化学	20,000	193.00	3,860,000	216	4,320,000	1.47
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	14,000	294.23	4,119,254	303	4,242,000	1.44

日本	株式	日立製作所	電気機器	10,000	312.00	3,120,000	418	4,180,000	1.42
----	----	-------	------	--------	--------	-----------	-----	-----------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2. 種類別および業種別比率(平成22年4月30日現在)

種類別および業種別		投資比率(%)
株式	電気機器	25.40
	輸送用機器	15.58
	化学	13.66
	卸売業	11.21
	機械	7.38
	保険業	5.35
	銀行業	4.65
	精密機器	4.07
	ガラス・土石製品	3.68
	陸運業	2.35
	食料品	1.89
	非鉄金属	1.75
	海運業	0.96
計		97.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1期末	（分配付）	194,386,382	（分配付）	11,819
（平成17年9月12日）	（分配落）	186,162,992	（分配落）	11,319
第2期末	（分配付）	611,017,503	（分配付）	14,419
（平成18年3月10日）	（分配落）	568,641,324	（分配落）	13,419
第3期末	（分配付）	699,320,462	（分配付）	12,910
（平成18年9月11日）	（分配落）	645,152,372	（分配落）	11,910
第4期末	（分配付）	736,591,820	（分配付）	12,871
（平成19年3月12日）	（分配落）	679,364,527	（分配落）	11,871
第5期末	（分配付）	581,358,723	（分配付）	11,076
（平成19年9月10日）	（分配落）	555,115,746	（分配落）	10,576
第6期末	（分配付）	418,737,207	（分配付）	8,196
（平成20年3月10日）	（分配落）	418,737,207	（分配落）	8,196
第7期末	（分配付）	398,007,658	（分配付）	8,059
（平成20年9月10日）	（分配落）	398,007,658	（分配落）	8,059
第8期末	（分配付）	236,965,349	（分配付）	4,816
（平成21年3月10日）	（分配落）	236,965,349	（分配落）	4,816
第9期末	（分配付）	319,010,337	（分配付）	6,534
（平成21年9月10日）	（分配落）	319,010,337	（分配落）	6,534
第10期末	（分配付）	282,381,761	（分配付）	6,581
（平成22年3月10日）	（分配落）	282,381,761	（分配落）	6,581
平成21年4月末		286,460,523		5,821
5月末		303,203,947		6,172
6月末		311,615,049		6,312
7月末		318,861,060		6,547
8月末		319,700,532		6,547
9月末		310,255,700		6,360
10月末		307,938,111		6,315
11月末		287,862,736		5,954
12月末		288,285,388		6,642
平成22年1月末		278,334,031		6,477
2月末		272,138,259		6,330
3月末		293,887,020		7,018
4月末		294,713,383		7,044

【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1期	自 平成17年4月28日 至 平成17年9月12日	500円
第2期	自 平成17年9月13日 至 平成18年3月10日	1,000円
第3期	自 平成18年3月11日 至 平成18年9月11日	1,000円
第4期	自 平成18年9月12日 至 平成19年3月12日	1,000円
第5期	自 平成19年3月13日 至 平成19年9月10日	500円
第6期	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日	0円
第7期	自 平成20年3月11日 至 平成20年9月10日	0円
第8期	自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	0円
第9期	自 平成20年3月11日 至 平成21年9月10日	0円
第10期	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	0円

【収益率の推移】

期 間		収益率
第1期	自 平成17年4月28日 至 平成17年9月12日	18.2%
第2期	自 平成17年9月13日 至 平成18年3月10日	27.4%
第3期	自 平成18年3月11日 至 平成18年9月11日	3.8%
第4期	自 平成18年9月12日 至 平成19年3月12日	8.1%
第5期	自 平成19年3月13日 至 平成19年9月10日	6.7%
第6期	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日	22.5%
第7期	自 平成20年3月11日 至 平成20年9月10日	1.7%
第8期	自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	40.2%
第9期	自 平成20年3月11日 至 平成21年9月10日	35.7%
第10期	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	0.7%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については前期末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配付基準価額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

6【手続等の概要】

1) 取得申込の受付

受益権の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。この場合の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

なお、運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

2) 申込単位・申込価額等

1万円以上1円単位とします。ただし収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

上記の申込単位は申込手数料を含んだ金額です。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）*の率を乗じて得た額を上限として販売会社が定める申込手数料を加算した価額とします。詳しくは販売会社または委託会社の照会先に問い合わせください。（*税とは消費税等相当額をいいます。）

なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とします。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

3) 換金の請求の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、販売会社の毎営業日に受付けます。この場合の請求の受付は、毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日のお取扱いとなります。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

4) 換金時の価額等

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。解約手数料はありません。

解約価額は委託会社の営業日に日々算出されます。販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

解約代金のお支払いは、原則として、解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数

の減少の記載または記録が行われます。

7【管理及び運営の概要】

1) 資産の評価

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

組入株式の評価は、原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

2) 信託期間

無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。

3) 計算期間

原則として毎年3月11日から9月10日まで、および9月11日から翌年3月10日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、その翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

4) 投資信託契約の解約

1. 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の投資信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

5) 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

1. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記8)投資信託約款の変更4.に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

6) 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

7) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

8) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前期3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.から5.までの規定にしたがいます。

9) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

10) 運用状況の報告

委託会社は、原則として毎決算時（3月および9月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」の内容を抜粋したものです。なお、ファンドの財務諸表はあらた監査法人による監査を受けております。その監査報告書は「財務諸表」に添付されています。

パインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンド**1【貸借対照表】**

区分	注記事項	第9期 (平成21年9月10日現在)	第10期 (平成22年3月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		9,702,232	8,809,316
株式		312,374,900	276,855,800
未収入金		6,023,805	7,439,652
未収配当金		-	172,000
未収利息		21	19
流動資産合計		328,100,958	293,276,787
資産合計		328,100,958	293,276,787
負債の部			
流動負債			
未払金		6,139,257	7,509,646
未払解約金		99,999	616,567
未払受託者報酬		158,415	153,832
未払委託者報酬		2,692,950	2,614,981
流動負債合計		9,090,621	10,895,026
負債合計		9,090,621	10,895,026
純資産の部			
元本等			
元本		488,227,672	429,080,821
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		169,217,335	146,699,060
(分配準備積立金)		2,601,876	3,089,045
元本等合計		319,010,337	282,381,761
純資産合計		319,010,337	282,381,761
負債純資産合計		328,100,958	293,276,787

2【損益及び剰余金計算書】

区分	注記事項	第9期	第10期
		自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		2,723,450	1,964,700
受取利息		2,643	2,406
有価証券売買等損益		84,530,961	2,415,834
その他収益		101	69
営業収益合計		87,257,155	4,383,009
営業費用			
受託者報酬		158,415	153,832
委託者報酬		2,692,950	2,614,981
営業費用合計		2,851,365	2,768,813
営業利益		84,405,790	1,614,196
経常利益		84,405,790	1,614,196
当期純利益		84,405,790	1,614,196
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,369,927	401,351
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		255,061,890	169,217,335
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,854,150	21,485,165
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,854,150	21,485,165
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,045,458	982,437
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,045,458	982,437
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		169,217,335	146,699,060

3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期	第10期
	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。	株式 同左

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1) 名義書換

該当事項はありません。

2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3) 譲渡制限

該当事項はありません。

4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

下記の項目の詳細は、「第三部 ファンドの詳細情報」に記載されています。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年 4月28日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG/ひろぎん 日本株式CSRファンド」から「パインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンド」に変更。）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得申込の受付

受益権の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

なお、運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

申込単位・申込価額

1万円以上1円単位とします。ただし収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

上記の申込単位は申込手数料を含んだ金額です。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）^{*}の率を乗じて得た額を上限として販売会社が定める申込手数料を加算した価額とします。詳しくは販売会社または委託会社の照会先に問い合わせてください。（*税とは消費税等相当額をいいます。）

なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とします。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

ご換金の請求の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求は、販売会社の毎営業日に受付けます。解約の請求の受付は、毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日のお取扱いとなります。なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消することがあります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

換金時の価額等

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

一部解約の価額は委託会社の営業日に日々算出されます。販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

解約代金のお支払いは、原則として、解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1) 基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 2) 組入株式の評価は、原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。
- 3) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万円当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 1）信託の終了をご参照ください。）

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月11日から9月10日、および9月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

1. 投資信託契約の解約

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- 二) 前記八) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ) の投資信託契約の解約をしません。
 - ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - へ) 前記八) からホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記八) の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
 - イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3) 信託約款の変更 4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
 3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
 - 3) 信託約款の変更
 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。
 - 4) 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
 - 5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

6) 運用状況の報告

委託会社は、原則として毎決算時(3月および9月)および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8) 関係会社との契約の更改

販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)について、原則として税引き後、決算日の翌営業日に自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成21年3月11日から平成21年9月10日まで）及び第10期計算期間（平成21年9月11日から平成22年3月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
- (4)平成21年12月1日をもって、当ファンドの投資信託委託会社は、「A I G インベストメンツ株式会社」から「パインブリッジ・インベストメンツ株式会社」に商号を変更いたしました。
- (5)平成21年12月1日をもって、当ファンドの名称を「A I G / ひろぎん 日本株式CSRファンド」から「パインブリッジ / ひろぎん日本株式CSRファンド」に変更いたしました。

1【財務諸表】

パインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成21年9月10日現在)	第10期 (平成22年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,702,232	8,809,316
株式	312,374,900	276,855,800
未収入金	6,023,805	7,439,652
未収配当金	-	172,000
未収利息	21	19
流動資産合計	328,100,958	293,276,787
資産合計	328,100,958	293,276,787
負債の部		
流動負債		
未払金	6,139,257	7,509,646
未払解約金	99,999	616,567
未払受託者報酬	158,415	153,832
未払委託者報酬	2,692,950	2,614,981
流動負債合計	9,090,621	10,895,026
負債合計	9,090,621	10,895,026
純資産の部		
元本等		
元本	488,227,672	429,080,821
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	169,217,335	146,699,060
（分配準備積立金）	2,601,876	3,089,045
元本等合計	319,010,337	282,381,761
純資産合計	319,010,337	282,381,761
負債純資産合計	328,100,958	293,276,787

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期	第10期
	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日
営業収益		
受取配当金	2,723,450	1,964,700
受取利息	2,643	2,406
有価証券売買等損益	84,530,961	2,415,834
その他収益	101	69
営業収益合計	87,257,155	4,383,009
営業費用		
受託者報酬	158,415	153,832
委託者報酬	2,692,950	2,614,981
営業費用合計	2,851,365	2,768,813
営業利益	84,405,790	1,614,196
経常利益	84,405,790	1,614,196
当期純利益	84,405,790	1,614,196
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,369,927	401,351
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	255,061,890	169,217,335
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,854,150	21,485,165
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,854,150	21,485,165
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,045,458	982,437
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,045,458	982,437
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	169,217,335	146,699,060

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	第10期 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年9月10日現在)	第10期 (平成22年3月10日現在)
1. 期首元本額	492,027,239円	488,227,672円
期中追加設定元本額	5,578,294円	2,837,893円
期中一部解約元本額	9,377,861円	61,984,744円
2. 計算期間末日における受益権の総数	488,227,672口	429,080,821口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は169,217,335円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は146,699,060円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第9期		第10期	
	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日		自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額		2,595,756円		816,891円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		0円		0円
収益調整金額		62,651円		70,874円
分配準備積立金額		6,120円		2,272,154円
当ファンドの分配対象収益額		2,664,527円		3,159,919円
当ファンドの期末残存口数		488,227,672口		429,080,821口
1万口当たり収益分配対象額		54.57円		73.64円
1万口当たり分配金額		0円		0円
収益分配金金額		0円		0円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 (平成21年9月10日現在)		第10期 (平成22年3月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	312,374,900	67,487,105	276,855,800	10,803,589
合計	312,374,900	67,487,105	276,855,800	10,803,589

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第9期 (平成21年9月10日現在)		第10期 (平成22年3月10日現在)	
1口当たり純資産額	0.6534円		0.6581円	
(1万口当たり純資産額)	(6,534円)		(6,581円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成22年3月10日現在）

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	日本たばこ産業	17	330,500.00	5,618,500	
	クラレ	7,500	1,173.00	8,797,500	
	昭和電工	20,000	193.00	3,860,000	
	電気化学工業	8,000	380.00	3,040,000	
	J S R	4,500	1,811.00	8,149,500	
	日東電工	2,800	3,425.00	9,590,000	
	ユニ・チャーム	400	8,680.00	3,472,000	
	塩野義製薬	1,300	1,814.00	2,358,200	
	旭硝子	7,000	969.00	6,783,000	
	日本碍子	3,000	1,866.00	5,598,000	
	古河電気工業	5,000	454.00	2,270,000	
	住友電気工業	7,900	1,080.00	8,532,000	
	ディスコ	1,200	5,370.00	6,444,000	
	小松製作所	1,300	1,915.00	2,489,500	
	クボタ	10,000	814.00	8,140,000	
	ダイキン工業	1,700	3,590.00	6,103,000	
	イビデン	2,800	3,010.00	8,428,000	
	日立製作所	10,000	312.00	3,120,000	
	東芝	15,000	439.00	6,585,000	
	三菱電機	11,000	792.00	8,712,000	
	ソニー	900	3,375.00	3,037,500	
	T D K	1,600	5,630.00	9,008,000	
	パイオニア	5,600	320.00	1,792,000	
	ローム	400	6,260.00	2,504,000	
	京セラ	400	8,550.00	3,420,000	
	村田製作所	700	4,795.00	3,356,500	
	パナソニック電工	2,000	1,129.00	2,258,000	
	キヤノン	1,100	4,000.00	4,400,000	
	東京エレクトロン	1,600	5,890.00	9,424,000	
	デンソー	3,500	2,529.00	8,851,500	
	日産自動車	5,600	736.00	4,121,600	
	アイシン精機	3,300	2,460.00	8,118,000	
	本田技研工業	4,500	3,245.00	14,602,500	
	テルモ	1,400	5,060.00	7,084,000	
ニコン	5,000	2,060.00	10,300,000		
東日本旅客鉄道	1,100	6,090.00	6,699,000		
商船三井	4,000	609.00	2,436,000		
丸紅	5,000	554.00	2,770,000		
三井物産	7,700	1,504.00	11,580,800		
住友商事	7,300	1,000.00	7,300,000		
三菱商事	5,300	2,335.00	12,375,500		
三菱UFJフィナンシャル・グループ	18,900	457.00	8,637,300		
三井住友フィナンシャルグループ	1,400	2,867.00	4,013,800		
横浜銀行	5,000	419.00	2,095,000		
野村ホールディングス	6,600	651.00	4,296,600		
東京海上ホールディングス	1,700	2,520.00	4,284,000		
小計		222,017		276,855,800	
合計				276,855,800	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年4月30日現在)

資産総額	301,488,365 円
負債総額	6,774,982 円
純資産総額 (-)	294,713,383 円
発行済数量	418,402,900 口
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産額)	0.7044 円 (7,044 円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第5【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数
第1期	自 平成17年4月28日	186,416,330	21,948,518
	至 平成17年9月12日		
第2期	自 平成17年9月13日	321,565,192	62,271,210
	至 平成18年3月10日		
第3期	自 平成18年3月11日	183,202,515	65,283,409
	至 平成18年9月11日		
第4期	自 平成18年9月12日	214,598,505	184,006,472
	至 平成19年3月12日		
第5期	自 平成19年3月13日	76,825,695	124,239,087
	至 平成19年9月10日		
第6期	自 平成19年9月11日	32,898,796	46,855,198
	至 平成20年3月10日		
第7期	自 平成20年3月11日	7,521,381	24,561,055
	至 平成20年9月10日		
第8期	自 平成20年9月11日	4,288,796	6,125,022
	至 平成21年3月10日		
第9期	自 平成21年3月11日	5,578,294	9,377,861
	至 平成21年9月10日		
第10期	自 平成21年9月11日	2,837,893	61,984,744
	至 平成22年3月10日		

(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1期の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成22年4月末日現在）

- ・ 資本金の額 2,150,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間）
平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。
平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。

・ 会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

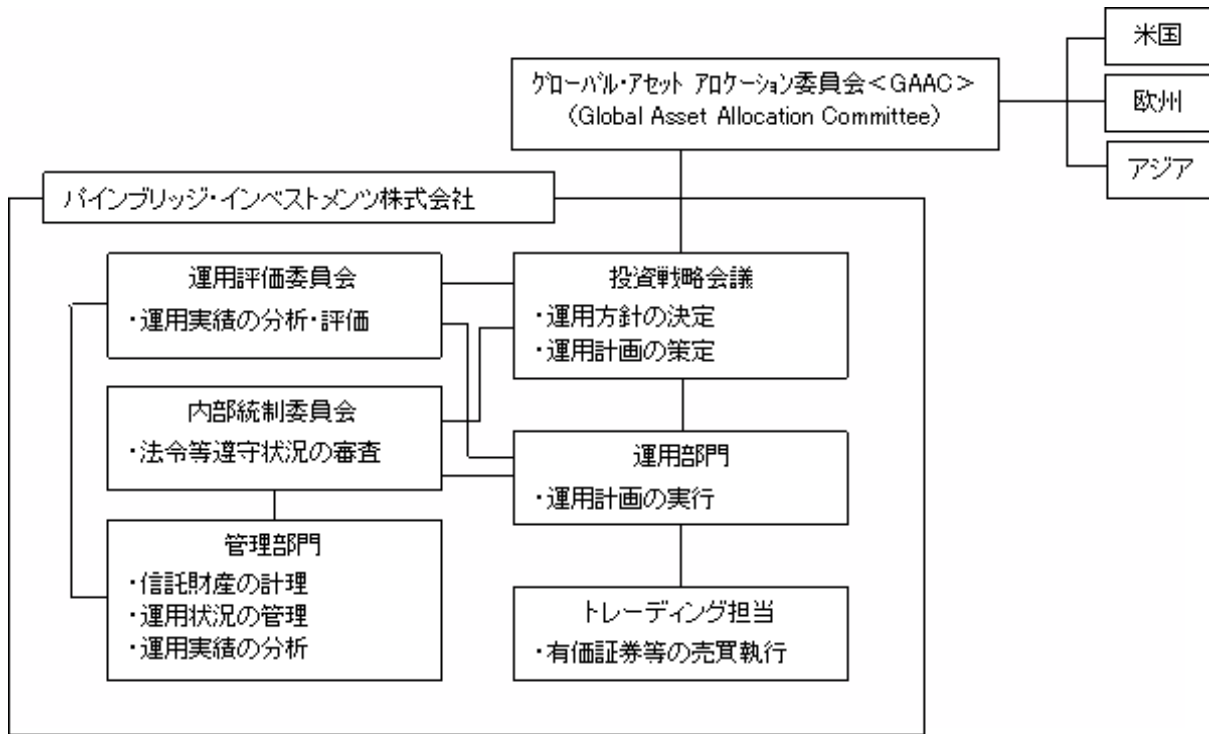
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee(GAAC)：定期的に一堂に会しての開催も行われます。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成22年4月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託および私募投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	2	8,004 百万円
追加型株式投資信託	32	293,510 百万円
合計	34	301,515 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しており、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 当社は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。また、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
資 産 の 部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動資産			千円		千円
現金・預金	4		3,767,774		4,794,876
支払委託金					
収益分配金		352		352	
償還金		3,500	3,852	3,500	3,852
前払費用			74,091		59,665
未収入金			3,150		190,076
未収委託者報酬			2,978,881		196,679
未収投資顧問料	3		1,695,414		-
未収運用受託報酬	3		-		1,025,324
未収販売手数料			-		9,699
立替金			57,571		2,951
繰延税金資産			140,772		-
未収還付法人税等			-		617,801
未収消費税等			-		48,597
流動資産計			8,721,508		6,949,525
II 固定資産					
有形固定資産			214,884		229,519
建物	1		59,945		57,337
建物附属設備	1		84,366		102,345
工具器具備品	1		70,572		69,837
無形固定資産			130,533		866,422
のれん	2		-		623,157
ソフトウェア	2		25,001		231,115
ソフトウェア仮勘定			101,693		8,275
電話加入権			3,839		3,875
投資その他の資産			267,211		388,396
投資有価証券			814		90,340
敷金保証金			114,553		149,015
長期差入保証金			37,500		37,500
長期前払費用			-		1,800
預託金			164		314
繰延税金資産			114,178		109,426
固定資産計			612,629		1,484,339
III 繰延資産					
株式交付費			-		5,542
繰延資産計			-		5,542
資産合計			9,334,137		8,439,407

期別		第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
負 債 の 部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動負債			千円		千円
未払金					
未払収益分配金		1,692		1,692	
未払償還金		3,500		3,500	
未払手数料		1,311,657		77,925	
未払金		-		14,614	
その他未払金		254,185	1,571,035	149,891	247,622
未払費用	3		1,854,453		1,415,615

未払法人税等			583,563		-
未払消費税等			185,557		-
預り金			165,687		41,023
賞与引当金			164,862		308,872
役員賞与引当金			2,859		16,933
流動負債計			4,528,019		2,030,068
II 固定負債					
退職給付引当金			244,458		376,282
役員退職慰労引当金			7,454		30,196
債務保証損失引当金			-		156,824
固定負債計			251,912		563,303
負債合計			4,779,931		2,593,372
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 株主資本					
資本金			1,200,091		2,150,000
資本剰余金					
資本準備金				823,989	
資本剰余金 合計			-		823,989
利益剰余金					
利益準備金		265,112		265,112	
その他利益剰余金					
任意積立金		230,000		230,000	
繰越利益剰余金		2,859,112		2,382,661	
利益剰余金 合計			3,354,225		2,877,774
株主資本合計			4,554,316		5,851,764
II 評価・換算差額等					
₁ 其他有価証券評価差額金			110		5,729
₂ 評価・換算差額等合計			110		5,729
純資産合計			4,554,206		5,846,034
負債・純資産合計			9,334,137		8,439,407

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
科目					

				千円		千円
経常損益の部	営業	営業収益	4			
		委託者報酬			11,144,644	9,142,219
		投資顧問料			6,774,829	-
		運用受託報酬			-	4,938,305
		販売手数料			-	9,699
		その他営業収益		12,000	192,394	
		営業収益計		17,931,474	14,282,619	
		営業費用	2			
		支払手数料			4,829,881	3,938,470
		広告宣伝費			149,751	145,063
		公告費			4,336	1,708
		調査費				
		調査費		662,655	736,909	
		委託調査費		5,179,001	5,841,656	4,196,232
		委託計算費			434,605	364,523
	営業雑経費					
	通信費	43,982		48,555		
	印刷費	266,154	213,163			
	協会費	14,370	20,428			
	図書費	8,912	333,418	8,702		
	営業費用計		11,593,649	9,673,758		
	一般管理費	1				
	給料					
	役員報酬		28,595	57,156		
	給料・手当		1,555,793	1,901,412		
	賞与		438,646	248,069		
	役員賞与		11,053	-		
	賞与引当金繰入額		164,862	170,530		
	役員賞与引当金繰入額		2,859	2,201,809	16,933	
	交際費			36,508	11,609	
	寄付金			4,237	1,910	
	旅費交通費		87,619	56,086		
租税公課		39,046	25,543			
不動産賃借料		309,598	370,214			
退職給付費用		84,705	185,422			
退職金		-	9,053			
役員退職慰労引当金繰入額		2,032	17,859			
固定資産減価償却費		47,144	132,748			
業務委託費	2		191,937	1,055,181		
諸経費			295,362	255,735		
一般管理費計			3,300,002	4,515,469		
営業利益		3,037,822	93,391			
営業外損益の部	営業外収益					
	受取利息		896	4,903		
	雑収入		721	104		
	営業外収益計		1,617	5,008		
	営業外費用					
	為替差損		95,654	17,363		
雑損失		538	13,304			
株式交付費償却		-	1,306			
営業外費用計		96,192	31,974			
経常利益		2,943,246	66,426			
特別利益						

投資有価証券売却益			81	100
特別利益計			81	100
特別損失				
投資有価証券売却損			-	436
固定資産除却損	3		57,755	6,908
事務所移転費用			7,299	-
債務保証損失引当金繰入額			-	156,824
前期業務委託費修正	2		-	226,727
特別損失計			65,054	390,896
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()			2,878,273	324,370
法人税、住民税及び事業税			1,242,263	2,700
過年度法人税等修正額			10,166	-
法人税等調整額			45,406	149,380
当期純利益又は当期純損失()			1,691,582	476,450

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計					
			任意 積立金	繰越利益 剰余金						
平成19年3月31日残高	1,200,091	54,300	230,000	3,486,470	3,770,770	4,970,861	-	-	4,970,861	
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
剰余金の配当	-	210,812	-	2,318,940	2,108,128	2,108,128	-	-	2,108,128	
当期純利益	-	-	-	1,691,582	1,691,582	1,691,582	-	-	1,691,582	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	110	110	110	
当事業年度中の変動額合計	-	210,812	-	627,358	416,545	416,545	110	110	416,655	
平成20年3月31日残高	1,200,091	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	110	110	4,554,206	

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	1,200,091	-	-	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	110	110	4,554,206
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	949,909	823,989	823,989	-	-	-	-	1,773,899	-	-	1,773,899
当期純損失	-	-	-	-	-	476,450	476,450	476,450	-	-	476,450
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	5,619	5,619	5,619
当期の変動額合計	949,909	823,989	823,989	-	-	476,450	476,450	1,297,449	5,619	5,619	1,291,830
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034

（重要な会計方針）

科目	期 別 第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売上原価は移動平均法により算定)	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 ソフトウェアは利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 同 左 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	該当事項ありません。	(1)株式交付費 定額法により3年間で償却しております。
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、及び年金資産額の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。又、当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度を開始しております。 (4)役員退職慰労引当金 同 左 (5)債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。	同 左

（会計処理の変更）

項目	期別 第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
減価償却の方法	当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に渡り均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。又、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。	該当事項ありません。
リース取引に関する会計基準等	該当事項ありません。	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

項目	期別 第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
貸借対照表関係	該当事項ありません。	前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「未収運用受託報酬」として表示しております。当事業年度より募集の取り扱い手数料を「未収販売手数料」として表示しております。
損益計算書関係	該当事項ありません。	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「運用受託報酬」として表示しております。当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、「その他営業収益」には証券業務に関する収益も含まれております。又募集の取り扱い手数料を「販売手数料」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成20年3月31日現在		第24期 平成21年3月31日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,608 千円	建物	5,216 千円
建物附属設備	19,625 千円	建物附属設備	42,054 千円
工具器具備品	42,886 千円	工具器具備品	63,588 千円
2 無形固定資産の減価償却累計額		2 無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	18,262 千円	ソフトウェア	46,509 千円
		のれん	29,933 千円
3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。		3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
未収投資顧問料	51,119 千円	未収運用受託報酬	185,833 千円
未払費用	621,695 千円	未払費用	447,770 千円

<p>4 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、10,102千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p>	<p>4 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、20,141千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p>
--------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

(損益計算書関係)

第23期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 250,000千円以内</p> <p>監査役 年額 20,000千円以内</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">委託調査費 2,484,908千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備31,897千円、器具備品25,857千円であります。</p>	<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">委託調査費 2,127,529千円</p> <p style="text-align: right;">業務委託費 906,907千円</p> <p style="text-align: right;">前期業務委託費修正 226,726千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備2,758千円、器具備品4,149千円であります。</p> <p>4 その他営業収益</p> <p>当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	-	-	37,312 株
合計	37,312 株	-	-	37,312 株

配当に関する事項

配当支払額

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額：2,108,128千円

(ハ)基準日：平成19年3月31日

(ロ)一株当たり配当額：56,500円

(ニ)効力発生日：平成19年6月28日

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	3,688 株	-	41,000 株
合計	37,312 株	3,688 株	-	41,000 株

変動事由の概要：取締役会決議による株式数の増加 3,688株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第23期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
該当ありません。	該当ありません。

（有価証券関係）

第23期 平成20年3月31日現在				第24期 平成21年3月31日現在			
その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)				その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)			
区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額	区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	1,000	814	185	投資信託受益証券	100,000	90,340	9,660
当事業年度に売却したその他有価証券				当事業年度に売却したその他有価証券			
売却額：		2,081千円		売却額：		2,336千円	
売却益の合計額：		81千円		売却益の合計額：		100千円	
売却損の合計額：		-千円		売却損の合計額：		436千円	

（デリバティブ関係）

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。又当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度及び確定拠出型年金制度を開始しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	244,458	431,412
(2) 年金資産	-	55,130
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	244,458	376,282
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6)	244,458	376,282
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金(7)-(8)	244,458	376,282

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	84,705	185,422
(1) 勤務費用	84,705	174,808

(2) 利息費用	-	420
(3) 運用収益(減算)	-	665
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他	-	10,859

4. 退職給付債務の計算基礎

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
(1) 割引率	-	-
(2) 期待運用収益率	-	-
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	-	-
(4) 過去勤務債務の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	-	-
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

[次へ](#)

（税効果会計関係）

第23期 平成20年3月31日現在		第24期 平成21年3月31日現在	
1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)		1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金繰入超過額	93,744	退職給付引当金繰入超過額	153,148
賞与引当金繰入超過額	68,262	賞与引当金繰入超過額	125,712
未払事業税	45,340	債務保証損失引当金	63,827
その他有価証券評価差額金	76	繰越欠損金	56,931
未払金	23,341	未収還付事業税	42,881
その他	24,187	のれん償却認容	40,978
繰延税金資産小計	254,950	未払金	31,351
評価性引当額	-	役員退職慰労引当金	12,289
繰延税金資産合計	254,950	一括償却資産償却超過額	8,264
		役員賞与引当金繰入超過額	6,890
		その他有価証券評価差額金	3,930
		その他	7,580
		繰延税金資産小計	386,066
		評価性引当額	276,640
		繰延税金資産合計	109,426
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。		法定実効税率 (調整)	40.69 %
		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.95 %
		住民税均等割	0.34 %
		評価性引当金の増減額	85.27 %
		その他	1.99 %
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.88 %

（関連当事者情報）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、 ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	兼任 1名	投資運用に関する 情報提供・コンサル ティング	委託調査費の 支払 *1	千円 2,484,908	未払費用	千円 621,695

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
			千USドル						千円		千円

親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社)アメリカ、デラウェア州(支店)東京都墨田区	3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	1,734,284	未収投資顧問料	439,557
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 2,576,333	未払費用	千円 1,201,427
親会社の子会社	アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社	(本社)東京都千代田区	千円 110,000	損害保険会社	-	-	賃貸借契約	敷金の支払 *4	千円 14,530	敷金保証金	千円 114,553
親会社の子会社	千代田コンサルタンツ株式会社	(本社)東京都千代田区	千円 129,000	不動産業、保険代理店業務	-	-					
親会社の子会社	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社	(本社)東京都墨田区	千円 100,000	投資顧問業	-	-	事業譲渡契約	事業譲受 *5	千円 譲受資産合計 190,708 譲受負債合計 1,800 譲受対価 188,907	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく投資顧問料の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく投資顧問料の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 賃貸借契約に基づき敷金を差し入れております。賃貸契約はアメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社、千代田コンサルタンツ株式会社との三社間契約となっております。
- *5 事業譲渡契約書第3条に定める事業譲渡の対価は、平成19年8月9日付けの確認書で決定されております。

但し、当期より営業収益、営業費用及び一般管理費については、取引金額が営業収益又は営業費用及び一般管理費の10%以下の取引は重要性が無いため、記載しておりません。

1. 関連当事者との取引

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)を適用しております。

この結果、追加された開示対象はございません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	増資の取引 *5	千円 1,773,899		
								委託調査費の支払 *1	千円 2,127,529	未払費用	千円 447,770

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社) アメリカ、デラウェア州 (支店) 東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び 助言契約	一任及び 助言業務 報酬の受 取 *2	千円 1,592,260	未収運用 受託報酬	千円 371,096
							販売会社 契約	代行手数料 の支払 *3	千円 2,162,555	未払費用	千円 32,093
親会社の子会社	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク	アメリカ、デラウェア州	千USドル 10,400	有価証券関連業	-	-	事業譲渡 契約	事業譲渡 *4	千円 譲受資産 合計 2,729,480 譲受負債 合計 38,407 譲受対価 3,343,544		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 事業譲渡契約書第2条に定める事業譲渡の対価は、平成20年6月25日付けの確認書で決定されております。
- *5 親会社との協議により引受価額を定めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

エイアイジー・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

エイアイジー・キャピタル・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・アセットマネジメント・ホールディングス・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

(企業結合関係)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日												
<p>(パーチェス法適用)</p> <p>1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社、投資顧問業</p> <p>(2) 企業結合を行った主な理由 事業譲受による運用資産の増大により、最良投資機会の拡大及びクレジット分析力を中心とした特に国内債券の運用力の向上を図ると共に、運用本部を株式運用本部と債券運用本部に区分し、専門性をより強化した運用体制の構築を図りました。</p> <p>(3) 企業結合日 平成19年4月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 事業譲受</p> <p>(5) 結合後企業の名称 エイアイジー投信投資顧問株式会社</p> <p>(6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。</p> <p>2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで</p> <p>3. 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <table> <tr> <td>取得の対価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>188,907千円</td> </tr> <tr> <td>取得原価</td> <td>188,907千円</td> </tr> </table>	取得の対価		現金	188,907千円	取得原価	188,907千円	<p>(パーチェス法適用)</p> <p>1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業</p> <p>(2) 企業結合を行った主な理由 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。</p> <p>(3) 企業結合日 平成20年5月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 事業譲受</p> <p>(5) 結合後企業の名称 AIGインベストメンツ株式会社</p> <p>(6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。</p> <p>2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで</p> <p>3. 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <table> <tr> <td>取得の対価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>3,343,544千円</td> </tr> <tr> <td>取得原価</td> <td>3,343,544千円</td> </tr> </table>	取得の対価		現金	3,343,544千円	取得原価	3,343,544千円
取得の対価													
現金	188,907千円												
取得原価	188,907千円												
取得の対価													
現金	3,343,544千円												
取得原価	3,343,544千円												

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。	4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。
5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 該当事項はありません。	5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 流動資産 39,395千円 固定資産 151,312千円 合計 190,708千円 (2)負債の額 流動負債 1,800千円 合計 1,800千円	6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 流動資産 2,696,594千円 固定資産 32,886千円 合計 2,729,480千円 (2)負債の額 流動負債 38,407千円 合計 38,407千円
7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。	7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。
8. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 該当事項はありません。	8. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 当該金額は重要でないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当り純資産額	122,057.41 円	1株当り純資産額	142,586.21 円
1株当り当期純利益	45,336.15 円	1株当り当期純損失	12,037.96 円
なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当り当期純損失額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

(注) 1株当り当期純利益、又は1株当り当期純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
当期純利益(千円)	1,691,582	当期純損失(千円)	476,450
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	1,691,582	普通株主に係る当期純損失(千円)	476,450
普通株式の期中平均株式数	37,312	普通株式の期中平均株式数	39,579

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日</p>
<p>1.事業譲受 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの事業全部の譲受け) 平成20年1月18日付で、エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲受けました。 (事業譲受けの理由) 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの概要) エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクは、機関投資家を対象とした当社の運用する各種ファンドを販売することを目的として平成14年に開設され、ヘッジ・ファンドを中心に、開設以来6年間で約4,200億円のファンドの募集を取扱って参りました。 (譲受ける事業の内容) 有価証券関連業 (譲受ける資産・負債の額) 資産の額： 3,467,000 千円 負債の額： 149,000 千円</p> <p>2.募集株式の発行に関する事項 平成20年6月26日開催の当社取締役会において、普通株式の発行を決議致しました。 募集株式の数：普通株式2,688株 募集株式の払込金額：947,574,478円（1株につき金352,520円27銭） 増加する資本金額（資本組入額）：金473,787,239円 増加する資本準備金：473,787,239円 募集株式の割当：発行する募集株式1株の全部につき、募集株式はすべてこれを当会社株主であるエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープに割り当てる。 募集株式と引換えにする金銭の払込の期間：平成20年6月27日から平成20年7月4日まで</p> <p>増資の理由及び資金の用途 1.増資の理由 自己資本の充実 2.資金の用途 事業資金</p>	<p>該当事項はありません。</p>

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表
(平成21年9月30日現在)

科目	注記 番号	金額	構成比	科目	注記 番号	金額	構成比
(資産の部)		千円	%	(負債の部)		千円	%
流動資産				流動負債			
現金・預金	*1	5,784,369		預り金		5,445	
前払費用		62,501		未払金		188,639	
未収入金		73,171		未払費用		1,528,963	
未収委託者報酬		338,907		未払法人税等		9,529	
未収運用受託報酬		1,014,297		未払消費税等	*3	39,156	
未収販売手数料		8,952		賞与引当金		424,844	
繰延税金資産		30,361		役員賞与引当金		8,700	
その他		49,052		その他		173,060	
流動資産計		7,361,613	84.3	流動負債計		2,378,340	27.2
II 固定資産				II 固定負債			
有形固定資産	*2			退職給付引当金		417,028	
建物		56,033		役員退職慰労引当金		10,677	
建物附属設備		83,367		債務保証損失引当金		156,824	
工具器具備品		58,676		固定負債計		584,530	6.7
有形固定資産計		198,077	2.3	負債合計		2,962,871	33.9
無形固定資産				(純資産の部)			
電話加入権		3,875		株主資本			
ソフトウェア		222,081		資本金		2,150,000	24.6
ソフトウェア仮勘定		3,791		資本剰余金			
のれん		606,830		資本準備金		823,989	
無形固定資産計		836,579	9.6	資本剰余金合計		823,989	9.4
投資その他の資産				利益剰余金			
投資有価証券		91,000		利益準備金		265,112	
敷金保証金		149,015		その他利益剰余金			
長期前払費用		1,399		任意積立金		230,000	
預託金		314		繰越利益剰余金		2,308,709	
繰延税金資産		92,910		利益剰余金合計		2,803,821	32.1
投資その他の資産計		334,640	3.8	株主資本合計		5,777,811	66.1
固定資産計		1,369,297	15.7	II 評価・換算差額等			
III 繰延資産				その他有価証券評価差額金		5,337	
株式交付費		4,434		評価・換算差額等合計		5,337	0.0
繰延資産計		4,434	0.0	純資産合計		5,772,473	66.1
資産合計		8,735,344	100.0	負債・純資産合計		8,735,344	100.0

(注) 記載金額は千円未満切捨てて表示しております。

(2)中間損益計算書
自 平成21年4月 1日
至 平成21年9月30日

科 目	注記番号	金 額		百分比
			千円	%
営業収益				
委託者報酬		3,917,585		
運用受託報酬		1,962,672		
その他営業収益	*2	79,724		
営業収益 計			5,959,981	100.0
営業費用及び一般管理費	*1		6,145,359	103.1
営業損失			185,378	3.1
営業外収益				
受取利息		17,439		
為替差益		77,454		
その他		1,065		
営業外収益 計			95,959	1.6
営業外費用				
株式交付費償却		1,508		
雑損		288		
営業外費用 計			1,796	0.0
経常損失			91,214	1.5
特別利益				
退職給与引当金戻入		14,840		
特別利益 計			14,840	0.2
特別損失				
固定資産除却損		10,377		
特別損失 計			10,377	0.2
税引前中間純損失			86,750	1.5
法人税、住民税及び事業税			1,315	0.0
法人税等調整額			14,113	0.2
中間純損失			73,952	1.2

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(3)中間株主資本等変動計算書
自 平成21年4月 1日
至 平成21年9月30日

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金				
					任意積 立金	繰越利益 剰余金			

前期末残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034
当中間会計期間変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間純損失	-	-	-	-	-	73,952	73,952	73,952	-	-	73,952
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	392	392	392
当中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	-	-	73,952	73,952	73,952	392	392	73,560
当中間会計期間末残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,308,709	2,803,821	5,777,811	5,337	5,337	5,772,473

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

項目	期別	第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法		有価証券 その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法		(1) 有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法		(1) 株式交付費 定額法により、3年間で償却しております。
4. 引当金の計上基準		(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産額の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末退職金要支給額を計上しております。 (5) 債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項		消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

項目	期別	第25期 中間会計期間末 平成21年9月30日現在
*1. 信託資産		現金・預金のうち、20,155千円は直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

*2. 有形固定資産の減価償却累計額	建 物	6,520千円
	建 物 附 属 設 備	44,987千円
	工 具 器 具 備 品	73,934千円
*3. 消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

項目	期別	第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
*1. 減価償却実施額	有形固定資産	21,702千円
	無形固定資産	45,435千円
*2. その他営業収益	その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

項目	期別	第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項	株式の種類	前会計年度 末株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
	普通株式(株)	41,000	-	-	41,000	
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。					

(リース取引関係)

第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のオペレーティング・リース取引	
(1) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	
1 年 内	341,986 千円
1 年 超	85,496
合 計	427,483

（有価証券関係）

第25期 中間会計期間末 平成21年9月30日現在			
その他有価証券（時価のあるもの） 当中間会計期間末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）			
単位：千円			
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
投資信託受益証券	100,000	91,000	9,000

（デリバティブ取引関係）

第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	

（1株当たり情報）

第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	140,792円3銭
1株当たり中間純損失	1,803円72銭
（注）	
1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載していません。	
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
中間損益計算書上の中間純損失	73,952,824円
普通株式に係る中間純損失	73,952,824円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	41,000株

（追加情報）

第25期 中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1. （株主変更に関する事項）	
<p>平成21年9月5日、AIGは当社を含むその資産運用部門の一部を、香港に拠点をもちプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する合意をしたことを発表しました。AIGは、AIGが所有する複数の保険会社の一般勘定資産を運用するグループ内の資産運用部門を引き続き維持します。当社を含む売却される部門は、32カ国に拠点をもち、機関投資家並びに個人投資家の資産を、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド・オブ・ファンズ、上場株式及び債券等の多様な戦略で運用しています。最高経営責任者に関しては、現在の経営陣が引き続き新組織の指揮をとり、当社の経営陣も現在と変更ございません。パシフィック・センチュリー・グループは、1993年に設立され、アジア地域を拠点に、インフラストラクチャー、不動産、衛星通信等への投資活動を行っています。今回の取引の完了は世界各地において法令上必要な承認その他の同意を取得することが条件となります。</p>	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 「受託会社」

名称及び資本金の額（平成22年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 「販売会社」

名称及び資本金の額（平成22年3月末日現在）

株式会社広島銀行 54,573百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1) 「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1) 「受託会社」

該当事項はありません。

2) 「販売会社」

該当事項はありません。

参考情報 再信託受託会社の概要（平成21年9月末日現在）

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円

資本構成 : 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、

明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があります、ファンドの形態および委託会社の名称等をあわせて記載することがあります。
2. 目論見書のうち、金融商品取引法第13条第2項第1号に定める目論見書（投資信託説明書（交付目論見書））の冒頭には投資信託説明書（交付目論見書）の概要を、巻末には信託約款の全文を添付します。
3. 有価証券届出書「第二部 ファンド情報」中の「第1 ファンドの状況」の詳細内容について、図表化、グラフ化して目論見書の関連箇所に記載することがあります。
4. 目論見書には、以下の趣旨の記載を行うことがあります。
 - （1）投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
 - （2）投資信託は金融機関における預金、あるいは保険会社における保険商品とは異なり、元金が保証されるものではない旨、および投資した資産の価値の減少を含むリスクは購入者が負うこととなる旨
 - （3）証券会社以外で購入した投資信託は、投資者保護基金による保護の対象とはならない旨
 - （4）当ファンドはわが国の株式を主要投資対象とする旨、ならびに組入株式の価格下落や当該株式の発行者の経営・財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがある旨
 - （5）当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われる旨

独立監査人の監査報告書

平成22年4月28日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ／ひろぎん日本株式CSRファンド（旧ファンド名 A I G /ひろぎん 日本株式CSRファンド）の平成21年9月11日から平成22年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ／ひろぎん日本株式CSRファンド（旧ファンド名 A I G /ひろぎん 日本株式CSRファンド）の平成22年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月24日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 AIGインベストメンツ株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 AIGインベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 AIGインベストメンツ株式会社）の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年10月27日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA I G / ひろぎん 日本株式CSRファンドの平成21年3月11日から平成21年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G / ひろぎん 日本株式CSRファンドの平成21年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I G インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

A I Gインベストメンツ株式会社
（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I Gインベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I Gインベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年1月18日付でエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲り受けた。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年6月26日開催の取締役会において、普通株式の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。